

お知らせ

粗大ごみなどの不法投棄から私有地を守りましょう

例年、引越越しシーズンや年末年始にかけて不法投棄が増加する傾向がありますが、あなたの土地の管理は大丈夫ですか?

不法投棄の多くは人通りの少ない場所や監視の行き届かない場所を狙って発生しています。私有地に不法投棄をされた場合、捨てた人が見つからなければ、土地の所有者または管理者が処理することになります。不法投棄をされないように日頃から適正な土地の管理をしましょう。

不法投棄を防ぐためには、

- ①日頃から見回りをする。
- ②柵等の設置を行い、不法侵入を防ぐ。
- ③空き地の雑草等の除去を行い、廃棄物を隠す場所をなくす。

【不法投棄の通報先】

産廃残土県民ダイヤル（産廃110番）

☎043(223)3801

☎環境保全課（6階）

☎(20)1504 FAX(20)1604

野外での焼却は禁止されています

禁止されています

適法な焼却設備を用いずに廃棄物の焼却することは、法律で禁止されています。家庭のごみは分別し、集積所へ出してください。

ただし、次のような焼却は例外として扱われる場合があります。

- ①風俗習慣上または宗教上の行事を行うための焼却。
- ②農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却。
- ③たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの。

なお、例外による焼却行為を行う場合でも周辺地域の生活環境に十分配慮する必要があります。臭いや煙で、周りに迷惑をかけないようにしましょう。

☎環境保全課（6階）
☎(20)1504 FAX(20)1604

災害時における物資の供給協力等に関する協定を締結しました

市では、8月26日(金)に株式会社せんとくと、「災害時に

おける物資の供給協力等に関する協定」を締結しました。

本協定は、災害が発生した場合またはその恐れがある場合において、市が株式会社せんとくに物資の供給を要請する際の手続きなど必要な事項を定めたものです。これにより、災害時の生活物資調達により強固なものとなります。

☎国防対策課（4階）
☎(36)7580 FAX(20)1602

滞納は絶対に見逃さない!

千葉県と県内全54市町村は、県税・市町村税の未納額の圧縮および滞納の発生を防止するため、「滞納は絶対に見逃さない」を合言葉に、10月から12月を「千葉県下一斉滞納整理強化月間」として、滞納者に対する徴収対策（給与・預金・自動車などの財産調査、差押、自宅などの搜索および換価）を強化しています。

税金は納期限までに必ず納付しましょう。

☎茂原県税事務所収税課
☎(22)1721

☎県税務課
☎043(223)2127

忘れずに納付しましょう!

国民健康保険税(第5期)の納期限は11月30日(※)です。最寄りの金融機関やコンビニ、スマホ決済で納付してください。

また、市税等の納付には、納め忘れのない安心で確実な口座振替をおすすめします。

納期内に納付できない事情のある方はご相談ください。

☎収入税課（2階）
☎(20)1578 FAX(20)1609

令和4年生活のしづらさなどに関する調査にご協力を

この調査は、在宅の障害児・者等（障害者手帳所持者、難病等患者およびこれまでの法制度では支援の対象とならないが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある者）の生活実態とニーズを把握することを目的として厚生労働省が実施するものです。

対象となった世帯には、調査員がお伺いしますので、調査へのご回答をお願いします。

◆調査対象

早野地区の一部、上茂原地区の一部、緑ヶ丘地区の一部

◆調査期間

12月1日(※)～20日(※)

※調査員は、千葉県知事発行の調査員証を携帯していますので、ご確認ください。

☎障害福祉課（2階）
☎(20)1666 FAX(20)1610

11月30日は「年金の日」です!

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計を考えてみませんか?

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額についてご自身の年金記録を基にさまざまなパターンの試算をすることもできます。

利用方法は日本年金機構のウェブサイトまたは「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」にお問い合わせください。

☎ねんきん定期便・

☎ねんきんネット専用番号
☎0570(058)555

※050から始まる電話からは
☎03(6700)1144

☎千葉年金事務所
☎043(242)6320